平成２４年（フ）第９３４号
神奈川県大和市下鶴間1463番地44
債務者　添田　譲二
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３５号
神奈川県大和市下鶴間1463番地44
債務者　添田佳乃美
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８５号
東京都立川市幸町６丁目18番地の１ロイヤルハイツ102号
債務者　篠崎　克巳
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
北海道帯広市西17条北２丁目24番地13号
債務者　上野トシ子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
北海道帯広市西17条北２丁目24番13号
債務者　上野　秋美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
長崎県佐世保市原分町403番地、旧住所長崎県佐世保市天神４丁目18番15号
債務者　川副　文男
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
長崎県佐世保市花園町７番27号、旧住所長崎県佐世保市名切町320番地
債務者　來山　優彦
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
長崎県佐世保市原分町700番地グランドハイツ101
債務者　長島　伸吉
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市原分町700番地グランドハイツ101
債務者　長島　美里
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
静岡県浜松市西区桜台４丁目９番13号
債務者　垣本奈穂実（旧姓石野）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
愛知県豊橋市新栄町字一本木41番地２　Ａ―101
債務者　園　　邦人
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市新栄町字一本木41番地２　Ａ―101
債務者　池田　聖子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１５５号
愛知県豊川市八幡町西赤土１番地の１　八幡住宅Ａ棟103号
債務者　橋本　忠宏
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６４号
愛知県豊橋市山田三番町50番地１　グリーンヒル村田102号室、住民票上の住所愛知県豊橋市山田三番町50番地１　102
債務者　杉山　　広
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５３号
札幌市東区東苗穂３条２丁目４番１号
破産者　有限会社カサジマアルミ工業
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８号
千葉県成田市伊能187番地１の２
破産者　株式会社日下部商店
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部